

税制上の優遇措置について

税制上の優遇

公益財団法人かごしまみどりの基金への「緑の募金」の寄附については、以下のような法人税・所得税の優遇措置があります。

優遇措置の概要

【 法人の場合 】

寄附金の額の合計を、特別損金算入限度額まで、一般の寄附金とは別枠で、損金の額に算入できます。

法人税

$$\begin{aligned} & [(資本金等の額 \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%)] \div 2 \\ & = \text{特別損金算入限度額} \end{aligned}$$

なお、寄附金のうち、別枠で損金に算入できなかった金額は、一般の寄附金として、損金に算入することになります。

【 個人の場合 】

所得税

1. 税額控除方式：(寄附金の額の合計 - 2,000 円) × 40% = 税額控除額
2. 所得控除方式：寄附金の額の合計 - 2,000 円 = 所得控除額

以上 2 方式のうち、有利な方式を選択します。

(参考)

- ◎ 個人又は法人が、特定公益増進法人に対する寄附金を所得控除又は損金算入するためには、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」等の保存や確定申告書への添付等が必要となります。
- ◎ 個人が、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金を所得税額から控除するためには、「公益社団法人等が一定の要件を満たすものであることの行政庁の証明書の写し」の交付を受け、確定申告書へ添付する必要があります。

※ 上記につきましては限度額等があります。
詳細は、お住まいの区域の税務署にお問い合わせください。